

1 1. 旧軍人軍属等の援護

(1) 旧軍人軍属の恩給

ア 旧軍人軍属の恩給事務

旧軍人軍属及びこれらの遺族に対する恩給は、昭和21年2月1日以降傷病恩給を除いてすべて廃止されていたが、平和条約の発効に伴い、昭和28年に復活され、以来、短期実在職年の通算措置（昭和33年法124号）、地域加算年の算入（36年法139号）、抑留加算年の算入（昭和40年法82号）、昭和46年には戦地外戦務加算年及び各種職務加算年の算入と、旧軍人等の短期実在職年に対する一時恩給の支給など受給範囲の拡大とその内容が充実されている。また、昭和48年10月以降70歳以上の者、妻、子、増加恩給及び傷病年金受給者について、加算年を恩給額計算年数に算入することとなり、昭和50年法改正により加算年の算入年齢が65歳に、更に、昭和54年法改正により60歳まで引き下げられた。一時恩給についても、従来の下士官以上の要件が廃止され兵にも支給されることとなり、昭和53年10月からは旧軍人に対して一時金支給の特例措置も設けられた。しかし、これらの恩典を知らない未請求者がまだ潜在していたため、その請求指導並びに進達事務の促進に努めてきた。

進達状況

恩給種別		年 度										
		進 達 件 数										
初度請求	普 通 恩 給	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	普 通 扶 助 料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	傷 病 恩 給、傷 病 賜 金	2	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0
	公 務 扶 助 料	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	一 時 恩 給	1	0	1	1	0	3	0	0	0	0	0
	一 時 扶 助 料	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0
	一 時 金	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	4	2	3	1	2	3	0	0	0	0	0
加 算 改 定		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計		4	2	3	1	2	3	0	0	0	0	0

イ 軍歴証明

終戦後、旧軍人、軍属等であった者の軍歴証明は就職、海外渡航手続等のために行われていたものが、軍人恩給の復活に伴い一般公務員に軍人の実在職年の通算制度が復活し、昭和34年国家公務員共済組合法の制定、昭和31年公共企業体職員共済組合法の制定、昭和37年地方公務員共済組合法の制定により、旧軍人期間を各組合員期間に算入するために軍歴証明が行われてきた。

また、厚生年金法の一部が昭和40年法律第104号により改正され、旧陸海軍等の軍属として旧令共済組合員であった期間が同年金に通算されることになり、この手続に要する軍歴証明書を発行している。

発行状況

区分 \ 年度	発行件数										
	25	26	27	28	29	30	R元	R2	R3	R4	R5
国家公務員	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
公共企業体	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
地方公務員	0	0	0	0	1	0	7	1	0	0	0
その他	0	0	2	0	92	52	55	58	56	29	30
計	0	0	2	0	93	52	62	59	56	29	30

※ H29 から、従来集計から除外していた兵籍交付を軍歴証明として計上することとなった。

(2) 未帰還者等の援護

先の大戦では多くの高知県出身者が外地で終戦を迎えているが、その後帰還し、あるいは生存の確認及び死亡処理等の措置を行った結果、令和6年4月1日現在における未帰還者は8人である。この8人は、本人から来信あるいは帰還者の証言により生存が確実なものはなく、全員が終戦前後の混乱期に消息を絶った者で、現在なお生死等の調査を行っている。また、日中国交回復（昭和47年9月）以来、中国残留日本人孤児等の生存が相次いで確認され、帰国した後に、高知県内に定住している中国残留邦人は43人である。（令和6年4月1日現在 うち残留孤児39人、残留婦人等4人）

未帰還者現況

令和6年4月1日現在

地域別 \ 身分別	軍人軍属	一般邦人	計	備考
中国	1	7	8	

ア 未帰還者留守家族等援護法（昭28.8施行）及び未帰還者に対する特別措置法（昭34.3施行）による援護

先の大戦によって海外に残留を余儀なくされた未帰還者が帰還した場合は、帰郷旅費等が国から支給される。

また、未帰還者のうち、国がその状況に関し調査究明した結果、なおこれを明らかにすることができない者について「戦時死亡宣告」の措置を行い、遺族に対しては弔慰料、葬祭料が国から支給される。

イ 中国残留日本人孤児等調査

国の行う各種調査への協力を行うとともに、過去に判明した県関係孤児等の資料を保管している。

(3) 中国等からの帰国者に対する援護

終戦当時の混乱により中国東北地区（旧満州）に残留を余儀なくされた中国残留邦人等の帰国を促進するとともに、帰国後の定着・自立を図るため、平成6年10月に「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」（帰国者支援法）が施行された。これにより、対象となる残留邦人等には、帰国旅費、自立支度金が国から支給されるほか、日本に定住するための研修、住宅供給の促進等の措置が講じられている。また、永住帰国者世帯には、定住後の生活について支援し相談を受ける支援・相談員の設置や、各種手続き、医療機関受診時の通訳を行う自立支援通訳の派遣などにより、地域社会への適応、自立促進を図っている。平成19年12月に帰国者支援法が改正され、平成20年4月から、国費で帰国した残留孤児、残留婦人等を対象として老齢基礎年金の満額支給やそれを補完する生活支援給付金の支給などの新たな支援が始まり、平成26年10月の法改正により、中国残留邦人等が死亡した場合、特定配偶者に対する配偶者支援金の支給が始まった。

県では上記支援策に加えて、平成11年7月から中国帰国者就労生活相談室を開設し、帰国者の生活上の問題や就労等に係る相談を受けるとともに、帰国者を対象とする日本語教室を開設し、日本語の習得と帰国者の生活の質の向上を支援している。

ア 高知県中国帰国者就労生活相談室の実施状況

開設場所	開設日時	相 談 件 数						
高知市	週3日（月～水）	H29	H30	R 元	R2	R3	R4	R5
	10時～16時	324	309	309	255	275	296	278

※平成30年度までは週4日（月～木）開設

イ 中国帰国者日本語教室の実施状況（令和5年度）

開 設 場 所		開 催 内 容
高知市	高知市立潮江南小学校（生涯学習室）	夜間週1回 初中級（希望者なし休講中）
	横浜県営住宅集会所	昼間週1回 初中級
	北竹島市営住宅集会所	昼間週1回 初中級
	高知市西部健康福祉センター	昼間週1回 初中級

(4) 戦傷病者の援護

ア 恩給法及び戦傷病者戦没者遺族等援護法による援護

戦傷病者に対する援護については恩給法（大正12年施行）及び戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和27年施行）により行われており、恩給法では主に軍人、戦傷病者戦没者遺族等援護法では主に軍属及び準軍属に障害年金等が支給されている。以来順次援護の対象の拡大及び充実がなされている。

○障害年金受給者数（令和6年3月末現在） 2名

イ 戦傷病者特別援護法による援護

昭和38年に施行され、軍人・軍属等であった者の公務傷病に関し、国家補償の精神に基づき療養の給付等を行っている。

(ア) 療養の給付

- (イ) 療養手当の支給
- (ウ) 葬祭費の支給
- (エ) 更生医療の給付
- (オ) 国立療養所への入所
- (カ) 補装具の支給及び修理
- (キ) 戦傷病者手帳の交付
- (ク) J R 無賃乗車券引換証の交付

なお、航空旅客運賃の割引が昭和 55 年 6 月 15 日から実施されている。

援護の状況（令和 5 年度実績）

区 分		人（件）数	金 額（千 円）
療 養 の 給 付	入 院	0 人	0
	通 院	0 人	0
	計	0 人	0
療 養 手 当 受 給 者		0 人	0
葬 祭 費 受 給 者		0 人	0
補 装 具 の 支 給 及 び 修 理		0 件	0
J R 無賃乗車（船）券引換証交付者		1 人	—

令和 6 年 4 月 1 日現在

区 分	人 数	備 考
戦傷病者手帳交付者（交付台帳登載者数）	13 人	前年比 △3 人

ウ 戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法による援護

昭和 41 年に施行され、戦傷病者等の妻のおかれている社会的、家庭的立場を考慮して、特別給付金が支給されることとなった。その後数次にわたり法改正が行われ、障害の程度により 10 万円又は 5 万円の国債（第 2 回い号～ぬ号、10 年償還無利子）が支給された。

昭和 51 年改正では、これら国債の償還の終わった戦傷病者等の妻に対して障害の程度に応じて 30 万円又は 15 万円の国債（第 6 回い号～ぬ号、10 年償還無利子）がそれぞれ継続支給された。

昭和 54 年改正では、昭和 48 年 4 月 2 日以降、新たに戦傷病者等の妻となった者に、障害の程度に応じて 5 万円又は 2 万 5 千円の国債（第 8 回い号～は号、5 年償還無利子）が支給された。

昭和 59 年法改正では、これら国債の償還の終わった戦傷病者の妻に対して障害の程度に応じて 2 万円又は 1 万円の国債（第 11 回い号～は号、2 年償還無利子）が継続支給された。

昭和 61 年改正では、基準日変更（昭和 58 年 4 月 1 日）による支給範囲の拡大による支給として 30 万円（軽度は 15 万円）、第 6 回国債（い号～り号）を受けている戦傷病者の妻には 60 万～33 万円（軽度は 30 万～16.5 万円）が継続至急され、第 8 回国債（い号～は号）を受けている妻には、30 万円（軽度は 15 万円）の国債（第 12 回い号、10 年償還無利子）が継続支給されたほか、第 2

回数号、第6回い号～へ号、第11回い号～は号の国債を受けている妻で、戦傷病者が昭和58年3月31日までに平病死した場合にも、その国債の償還終了後に5万円の国債（第13回い号～と号、5年償還無利子）が支給された。

平成3年改正では、基準日変更（平成3年4月1日）による支給範囲の拡大による支給（第15回い号・重度15万円／軽度7.5万円・5年償還無利子）及び昭和58年4月1日から昭和61年9月30日までに平病死した場合の支給（第13回へ～ぬ号・5万円・5年償還無利子）がされた。

平成8年改正では、基準日変更（平成5年4月1日）により新たに対象者となる妻及び第6回ぬ号、第12回い号、第15回い号の各号国債償還が終了した者への継続支給（第18回い号・重度90万～30万円／軽度45万～15万円・10年償還無利子）が開始され、昭和61年10月1日から平成5年3月31日までに平病死した場合の支給（第13回る号・5万円・5年償還無利子）がされた。

平成13年改正では、基準日変更（平成13年4月1日）により新たに対象者となる妻に第20回国債い号（重度15万円／軽度7.5万円・5年償還無利子）が、平成5年4月1日から平成8年9月30日までに戦傷病者等が平病死した妻に第13回国債を号（5万円・5年償還無利子）が支給された。

平成18年改正では、基準日変更（平成15年4月1日）により新たに対象者となる妻及び第18回い号、第20回い号の各号国債が終了したものに対する継続支給（第23回い号・重度100万～30万円／軽度50万～15万円・10年償還無利子）、平成15年3月31日までに戦傷病者等が平病死した妻に第13回国債わ号（5万円・5年償還無利子）が支給された。

平成23年改正では、基準日変更（平成23年4月1日）により新たに対象者となる妻に第25回国債い号（重度15万円／軽度7.5万円・5年償還無利子）が、また、平成15年4月1日から平成18年9月30日までに戦傷病者等が平病死した妻に第13回国債か号（5万円・5年償還無利子）が支給された。

平成28年改正では、2回の基準日を設定する変更が行われ、基準日（平成28年4月1日）変更による支給範囲の拡大による支給、及び第23回い号、第25回い号の各号国債が終了したものに対する継続支給（第28回い号・重度50万～15万円／軽度25万～7.5万円・10年償還無利子）、平成25年3月31日までに戦傷病者等が平病死した妻に第13回よ号（5万円・5年償還無利子）が支給され、基準日（令和3年4月1日）変更による支給範囲の拡大による支給、及び第28回い号の各号国債が終了したものに対する継続支給（第29回い号・重度50万～15万円／軽度25万～7.5万円・10年償還無利子）、平成25年4月1日から平成28年3月31日までに戦傷病者等が平病死した妻に第13回た号（5万円・5年償還無利子）が支給されている。

エ 戦傷病者相談員

この制度は昭和40年に設置され、令和5年度は、2名の相談員（大臣委託）が戦傷病者の援護等について相談業務に従事している。

年 度	25	26	27	28	29	30	R 元	R2	R3	R4	R5
相談件数	31	28	8	5	3	1	2	1	1	1	2

(5) 遺族の援護

ア 恩給法及び戦傷病者戦没者遺族等援護法による援護

戦没者遺族等の援護については、昭和 27 年に国家補償の精神に基づいて戦傷病者戦没者遺族等援護法が施行されて遺族年金等が支給され、ついで昭和 28 年 8 月に旧軍人恩給の復活により、恩給法の処遇を受ける遺族は遺族年金から公務扶助料へ移行し、以来順次援護の拡大及び充実がなされている。

遺族年金等受給者数

令和 6 年 3 月末現在

区 分	該 当 人 員	備 考
遺 族 年 金 受 給 者	10	死亡、失権等により絶えず異動がある。
遺 族 給 与 金 受 給 者	9	
弔慰金受給者（累計）	29,605	

イ 戦没者等の妻に対する特別給付金支給法による援護

昭和 38 年に施行され、戦没者等の妻が先の大戦により夫を失い、心に大きな痛手を受けながら、戦後の混乱の中を生きなければならなかった精神的痛苦に対して、国として特別の慰謝を行うため、特別給付金が支給されることとなった。その後、数次にわたり法改正が行われ 20 万円の国債（い号～た号、10 年償還）が支給された。

昭和 48 年からは、これらの国債の償還を終わった戦没者等の妻に対して、60 万円の国債（第 4 回い号～む号、10 年償還）がそれぞれの継続支給され、昭和 58 年からは、第 4 回の国債の償還を終わった戦没者等の妻に対して、120 万円の国債（第 10 回い号～な号、10 年償還）がそれぞれの再継続支給されている。平成 5 年から、第 10 回の国債の償還を終わった戦没者等の妻に対して、180 万円の国債（第 17 回い号～つ号、10 年償還）が再々継続として支給され、更に平成 15 年から、第 17 回の国債の償還を終わった戦没者等の妻に対して、200 万円の国債（第 22 回い号～よ号、10 年償還）が 4 回目継続として支給され、平成 25 年からは、第 22 回の国債の償還が終わった戦没者の妻に対して、200 万円の国債（第 27 回い号～ほ号、10 年償還）が 5 回目継続として支給されている。

令和 5 年からは、2 回の基準日を設定する変更が行われ、第 27 回の国債の償還が終わった戦没者の妻に対して、基準日（令和 5 年 4 月 1 日）による 110 万円の国債（第 30 回い号、5 年償還）が 6 回目継続として支給されることとなり、請求が始まった。

ウ 戦没者の父母等に対する特別給付金支給法による援護

昭和 42 年に施行され、戦没者の父母等が先の大戦により、全ての子あるいは最後の一人であった子を失った父母及び同様の立場にある孫を失った祖父母に対して、その最愛の子や孫を失い、しかもそのために子孫が絶えるという特別の事情を考慮して、国として、これらの者の精神的痛苦に対して特別の慰謝を行うため特別給付金が支給されることとなった。その後数回にわたり法改正が行われ 10 万円の国債（第 3 回い号～た号、5 年償還）が支給された。

昭和 48 年からはこれらの国債の償還を終わった者に 30 万円の国債（第 5 回い号～な号、5 年償還）が継続支給、昭和 53 年から第 5 回国債の償還を終わった者に 60 万円の国債（第 7 回い号～ね号、5 年償還）が再継続支給、昭和 58 年から第 7 回国債の償還の終わった者に 60 万円の国債（第 9

回い号〜つ号、5年償還）が再々継続支給、昭和63年からは第9回国債の償還の終わった者に4回目継続として75万円の国債（第14回い号〜そ号、5年償還）が支給された。平成5年からは第14回国債の償還の終わった者に5回目継続として90万円の国債（第16回い号〜れ号、5年償還）が支給され、平成10年からは第16回国債の償還の終わった者に6回目継続として100万円の国債（第19回い号〜た号、5年償還）が支給され、平成15年からは第19回国債の償還の終わった者に7回目継続として100万円の国債（第21回い号〜よ号、5年償還）が支給されている。さらに、平成20年からは第21回国債の償還の終わった者に8回目の継続として100万円の国債（第24回い号〜る号、5年償還）が支給されて、平成25年からは、第24回国債の償還の終わった者に9回目の継続として100万円の国債（第26回い号〜と号、5年償還）が支給された。

エ 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法による援護

戦後20周年にあたる昭和40年に施行され、国が改めて戦没者等の遺族に対して弔意の意を表すため特別弔慰金が支給された。その後、戦後30周年、40周年、50周年、60周年、70周年の節目等に法改正が行われ、節目毎に支給されている。また、節目の間に年金給付の受給権者が死亡した場合などに特例的に昭和47年、昭和54年、平成元年、平成11年及び平成21年に支給されている。

昭和40年、47年は3万円の国債（い号〜に号、10年償還）、昭和50年には20万円の国債（第二回い〜ろ号、10年償還）、昭和54年には12万円の国債（第三回い号、6年償還）、昭和60年には30万円の国債（第四回い号、10年償還）、平成元年には18万円の国債、（第五回い号、6年償還）、平成7年には40万円の国債（第六回い号、10年償還）、平成11年には24万円の国債（第七回い号、6年償還）、平成17年には40万円の国債（第八回い号、10年償還）、平成21年には24万円の国債（第九回い号、6年償還）、平成27年には25万円の国債（第十回い号、5年償還）、令和2年には25万円の国債（第十一回い号、5年償還）支給された。

オ 戦没者遺族相談員

この制度は昭和45年に設置され、令和5年度は、21名の相談員（大臣委託）が県下全域を分担して遺族の相談業務に従事している。

年 度	25	26	27	28	29	30	R 元	R2	R3	R4	R5
相談件数	56	52	158	57	44	23	32	44	43	14	32

（6）戦没者の慰霊

ア 戦没者に対する叙位、叙勲

（ア）閣議決定 昭和39年1月7日

（イ）概 要

先の大戦における戦没者の行賞叙勲は、昭和17年9月決定の内規により叙勲事務が進められ発令されていたが、終戦に伴い連合軍総司令部の指示により昭和22年4月に事務半ばで打ち切られた。このため、死没後未だ叙勲がなされていない者が多数あり、（以下「未上申者」という。）また、叙勲の内示のあった者（以下「内報済者」という。）に対しても勲記勲章はほとんど授与されていなかった。本県においては、この対象者を約28,000人と推定し、各市町村の協力を得て遺族

調査を実施し伝達事務を進めてきたが、昭和60年7月に調査事務の概了方針が出され、昭和63年度末をもって調査事務は概了、それ以降は関係者からの申し出により処理を行っている。

なお、賞賜物件は賞勲局→厚生労働省→県の順に交付され、県から市町村を通じて各遺族に伝達されている。

(ウ) 範 囲

昭和12年7月7日から昭和20年9月1日までの今次戦争における戦没軍人、軍属及びこれに準ずる者、またはこれに関連して昭和27年4月27日までに死没した者。

但し、昭和15年4月29日以前の死没者で、死没に際し叙位叙勲された者は除かれる。

(エ) 事務処理状況

令和6年4月1日現在

区 分	対 象 者	発令済数	() は位記の内数
内 報 済 者	13,868	13,666	(575)
上 申 未 了 者	14,115	13,432	(309)
合 計	27,983	27,098	(884)

イ 戦没者追悼式

(ア) 全国戦没者追悼式

政府が主催し、昭和38年から毎年8月15日に日本武道館において実施されているが、令和5年度は、感染症の影響で規模縮小され、各県遺族代表34名の参列となった。

(イ) 高知県戦没者追悼式

本県主催の追悼式も全国戦没者追悼式の趣旨に応じて昭和38年から毎年11月1日に実施しており、令和5年度は県民文化ホールで遺族代表等572名の参列があった。

(ウ) 各市町村及び関係団体が主催する慰霊祭には、知事等が参列して弔意を表している。

(7) 定期未伝達位記及び定例未伝達勲記勲章

ア 閣議了解 昭和45年10月16日（定例未伝達勲章）

閣議了解 昭和47年8月22日（定期未伝達位記）

イ 概要

勲記勲章は叙勲内則に基づき昭和15年5月から昭和21年4月30日までの間に定例叙勲の発令のあった判任官以上の軍人軍属、位記は位階令及び叙位進階内則により昭和19年1月以降昭和21年4月30日までの間に発令された軍人、軍属のうち賞賜物件の伝達が行われなかった者に対し、未交付物件の交付に関する事務を行ってきたが、昭和60年7月に事務の概了方針がだされ昭和63年度末をもって事務を概了、それ以降は関係者からの申し出により処理を行っている。

事務処理状況

令和6年4月1日現在

区 分	対 象 者	決定者数
定 期 未 伝 達 位 記	2,465	2,453
定 例 未 伝 達 勲 記 勲 章	5,070	5,064